

ID: 339

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (行為の許可) 第5条 法定外公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地又は水面を占有すること。 (2) 法定外公共物の流水を停滞させ、又は引用すること。 (3) 法定外公共物の敷地について掘削、盛土その他土地の形状を変更する行為をすること。 (4) 法定外公共物の改築又は付替工事をすること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をすること。 2 前項の許可は、同項各号に規定する行為が、法定外公共物の管理に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるときに限り、与えることができる。 3 市長は、第1項の許可をする場合において、法定外公共物の管理又は適正な利用のために必要があると認められるときは、当該許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日